

PIWU 中国

第75号

2020年3月27日発行

発行⇒郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
Tel&Fax⇒082-244-7719
piwu-chugoku@abelia.ocn.ne.jp
http://www.piwu-chugoku.net/

郵政産業労働者ユニオン中国

強制配転発生 支社へ要求書提出

先日的人事異動内命で組合員への強制配転がありました。当該支部の広島中央支店は3月23日に要求書を提出、本日27日に地本から支社に対し要求書を提出しました。

人事異動に対する要求

3月19日に郵政産業労働者ユニオン広島中央支部組合員の重本憲廣君に対し呉郵便局への異動の内命が通知されました。重本君は社員申告書で述べている通り、主な通勤手段は公共交通機関、自転車です。JRで通勤するとしても始発は5時41分で、呉郵便局の早出勤の5時開始には間に合わず、7時以降の出

勤となります。又、3月に入り3人が窓口担務の訓練を開始したが、重本君はそのうちの1人です。訓練期間中の異動は、何のための訓練なのか広島中央郵便局が社員からの信用を失う行為です。

一方的に異動の内命を通告することはもちろん、本人同意の無い配転は許すことができません。

よって以下の要求を提出しますので、誠意ある回答を早急にお願いします。

記

1、人事異動にあたっては本人と対話をおこなない、なおかつ本人の同意

を得ること。

2、転居を伴う人事異動に対しては、内命を10日前ではなく3週間以上前におこなうこと。

3、転居を伴う人事異動に対しては配転一時金に準ずる手当を支払うこと。

以上

人事権乱用はパワハラ

会社には人事権がありますが、権利の乱用があれば効力を失う場合があります。主なケースとして、

- ・業務上必要性がない
- ・差別的な待遇に該当
- ・労働者の環境に不利益を及ぼす
- ・労働契約とは異なる指示

かんぼ生命の不正営業問題で明らかになった会社の杜撰な管理体制。人事に関して首を傾げる様な案件も多々見られます。

すが、外部の意見を聞く「旧態依然の悪い風習」とのこと。人事に関しては、欧米や豪州、急成長しているアジア諸国でも公募制が多く、会社からの一方的な「命令」というのは軍隊の様で好まれません。

不正営業で失った信頼を取り戻す意味でも人事の抜本的な改革が必要です。

少なくとも今回の案件では、事前の打診が必要であり、重本君でなければならぬ理由が明かされていません。しかも、訓練期間中の配転は「業務の無駄」が生じ、各局の慢性的な人手不足を会社が理解できていないというこの露呈にも繋がります。

両者が納得できる人事異動こそ、信頼回復に繋がる第一歩であり、地本としても早急な問題解決を求めて行きます。